## 実行関税率表(HS2017)

## ※HS2012年版への読み替え不要

統計番号		品名	関税率					関税率(経済連携協定)					
番号		Description	基本	暫定	WTO協定	特恵	特別特恵	シンガポール					豪州
61.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)											
		ズボン、胸当てズボン、半ズボン及び ショーツ											
6103.41	000	羊毛製又は繊獣毛製のもの	10.9%		(10.9%)		無税	無税					無税
6103.42	000	綿製のもの	10.9%		(10.9%)		無税	無税					無税
6103.43	000	合成繊維製のもの	10.9%		(10.9%)		無税	無税					無税
6103.49	000	その他の紡織用繊維製のもの	8.4%		(8.4%)		無税	無税					無税

※2018/4現在